【表紙】

【提出書類】	**有価証券報告書**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**平成21年6月8日**
【計算期間】	**第12特定期間（自 平成20年9月9日　至 平成21年3月9日）**
【ファンド名】	**三菱ＵＦＪ 豪ドル債券インカムオープン**
【発行者名】	**三菱ＵＦＪ投信株式会社**
【代表者の役職氏名】	**取締役社長　後藤 俊夫**
【本店の所在の場所】	**東京都千代田区丸の内一丁目4番5号**
【事務連絡者氏名】	**荻久保 育子**
【連絡場所】	**東京都千代田区丸の内一丁目4番5号**
【電話番号】	**03-6250-4740**
【縦覧に供する場所】	**該当ありません**

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000億円です。
当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	ＭＲＦ	
追加型	内外	その他資産（　）	ＥＴＦ	特殊型（　）
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり（　）	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本				
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
債券	（隔月）	アジア			その他（　）	ロング・ショート型／絶対収益追求型
一般	年12回	オセアニア				
公債	（毎月）	中南米				
社債	日々	アフリカ				その他（　）
その他債券	その他（　）	中近東（中東）				
クレジット属性（高格付債）		エマージング				
不動産投信						
その他資産（　）						
資産複合（　）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

＜ファンドの特色＞

1　毎月決算を行い、分配を行います。

・原則として、豪ドル建ての公社債から受け取る利子配当収入を中心に、経費等を勘案したうえで、分配金をお支払いします。
・毎月分配を行います。
ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

2 高格付けの豪ドル建ての公社債に投資します。

- 信用度の高い公社債に分散投資します。
- 国債、政府機関債、州政府債、国際機関債等の一般的にソブリン債といわれている債券に限定して分散投資します。

投資する豪ドル建公社債の種類と格付け

オーストラリアの国債、政府機関債	信用格付け[注2]による制限を設けません。（2009年3月末日現在、オーストラリア国債はスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)「AAA」格、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)「Aaa」格の信用格付けを有しています。）
オーストラリアの州政府債[注1]	原則として信用格付けがS&P「AA－」格以上、Moody's「Aa3」格以上
米国などオーストラリア以外の政府機関債、国際機関債[注2]	

注1 オーストラリアの州政府債

オーストラリアには、6つの州と1つの準州があり、それぞれ州政府債を発行しています。

各州政府債の格付け

（2009年3月末日現在）

	S&P	Moody's
ニュー・サウス・ウェールズ州	AAA	Aaa
ヴィクトリア州	AAA	Aaa
クイーンズランド州	AA+	Aaa
南オーストラリア州	AAA	Aaa
西オーストラリア州	AAA	Aaa
タスマニア州	AA+	Aaa
北部準州	－	Aa1
（参考）オーストラリア国債	AAA	Aaa

今後、政治経済環境により格付けは変更されることがあります。
（注）北部準州の格付けは発行体格付けです。
（出所）ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ投信作成

注2「信用格付け」とは…

信用格付けとファンドの投資対象

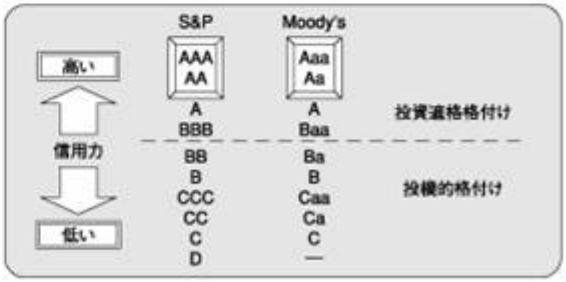

格付け（長期信用格付け）は、発行される債券の元本返済・利払いの確実性を評価して、その度合いについて一定の記号を用いてランク付けしたものです。S&PのAAAからCCCまでの格付けには「＋,－」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1,2,3」という付加記号を省略して表示しています。

注3 国際機関債

国際機関債には、国際復興開発銀行やアジア開発銀行などがあります。当ファンドの投資対象は、これら国際機関債のうち、豪ドル建てで発行されたものです。

3 ポートフォリオの平均デュレーション[注4]は１年以上５年以内とします。

注4 デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

☆当ファンドはベンチマークを設けません。

＜ベンチマークを設けない理由について＞

オーストラリアの国債等に対して、非居住者が投資する場合には利息に対して原則10%の課税がなされますが、州政府および国際機関などが発行する豪ドル建債券に対しては課税が免除されているものもあります。当ファンドのポートフォリオは非課税銘柄中心の構成となりますが、非課税銘柄中心のベンチマークが現状存在しないため、当ファンドではベンチマークを設けておりません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

■為替変動リスク・金利（価格）変動リスク・信用リスクについて

○為替変動リスクについて

ファンドの基準価額および分配金は、為替相場の影響を受け変動します。

・当ファンドは、豪ドル建ての公社債からの金利収入等を分配の原資としているため、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替相場の変動の影響を受け投資元金を割り込むことがあります。

上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

（出所）ブルームバーグ社のデータより三菱UFJ投信作成

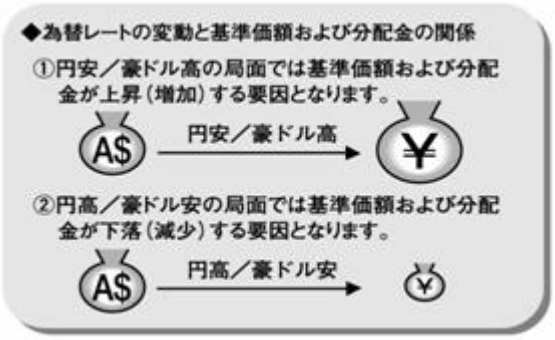

○金利（価格）変動リスク・信用リスクについて

ファンドの基準価額および分配金は、金利の変動や組み入れている公社債の発行体の信用状況の変化等の影響を受け変動します。

・投資する公社債は、金利の変動により価格が変動し基準価額に影響を与えます。
一般に公社債の価格は、金利上昇の場合は下落、金利低下の場合は上昇する傾向があります。したがって、金利が上昇した場合は公社債の価格が下落し、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

・公社債の発行体の信用状況の変化（信用リスク）は、公社債の価格に影響し基準価額が変動する要因になります。
公社債の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面になった場合には、公社債の価格が大きく下落することがあり、そのような場合には、基準価額の下落により投資元金を割り込むことがあります。

（2）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

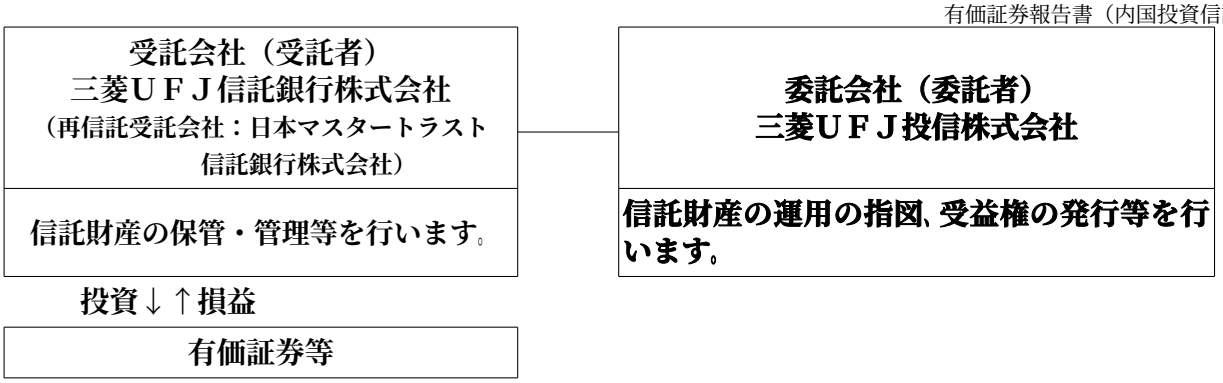

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成21年4月末現在）

・沿革

平成9年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成21年4月末現在）

株 主 名	住　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。
主として高格付の豪ドル建ての公社債に投資します。
投資にあたっては、オーストラリアの国債、政府機関債およびＡＡ－格相当以上の格付を有する州政府債、ならびにオーストラリア以外のＡＡ－格相当以上の格付を有する政府機関債および国際機関債に分散投資を行います。
運用にあたっては、ポートフォリオの平均デュレーションを1年以上5年以内とします。
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
ａ．有価証券先物取引等
ｂ．スワップ取引
ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引
ハ．約束手形
ニ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの

16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。
・外国為替予約取引

（３）【運用体制】

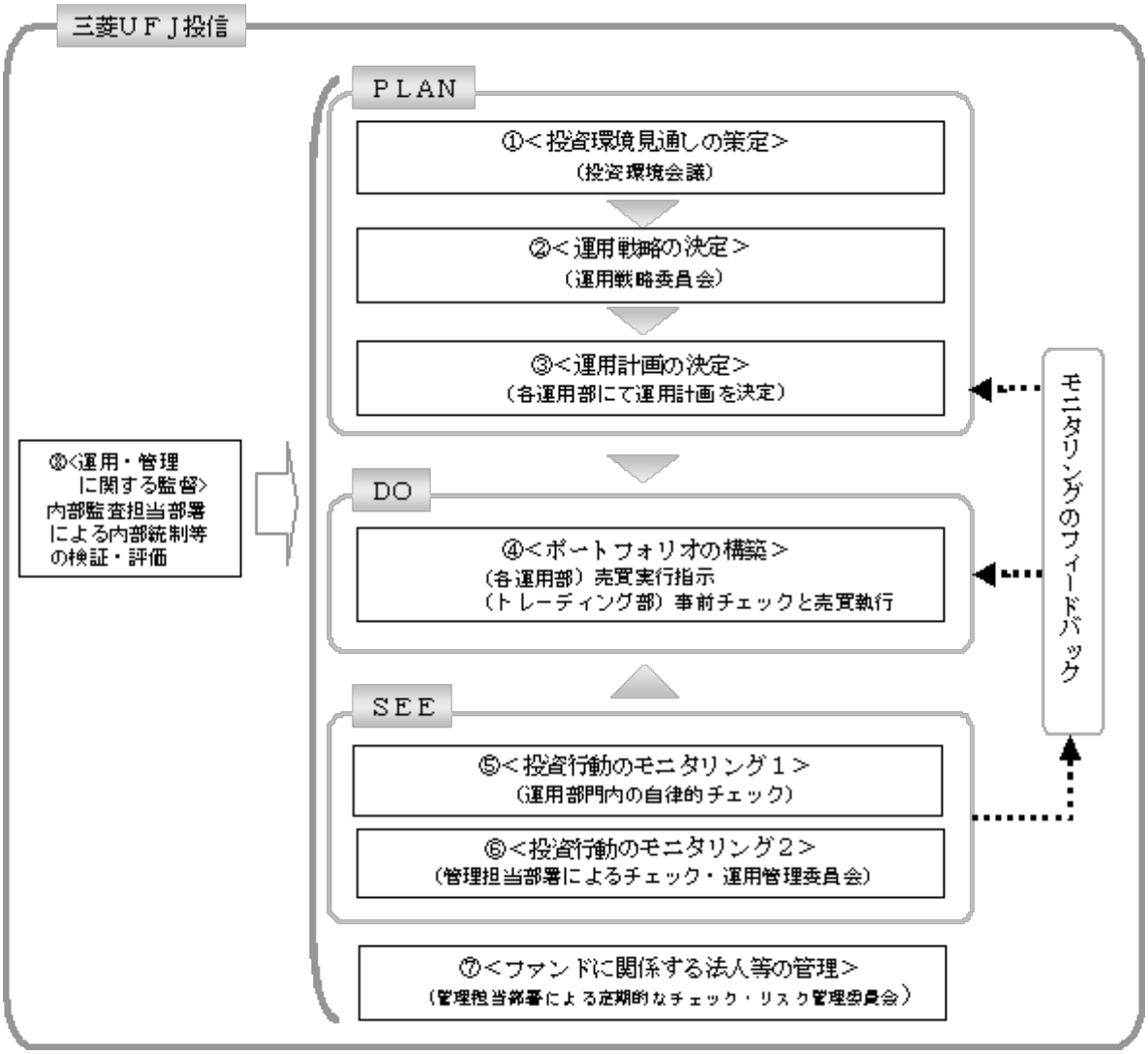

①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤投資行動のモニタリング１
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。
⑥投資行動のモニタリング２
運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
ファンドの運用体制等は平成21年6月9日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式

委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧外国為替予約取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託

期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

当ファンドは、公社債を主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですので、為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
・当ファンドは、原則として毎期収益分配を行う方針ですが、毎期一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではなく、収益分配金額は運用実績に応じて変動します。なお、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

（2）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として

管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.1%※（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。
ただし、解約時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.1%）が差し引かれます。
※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。
信託財産の純資産総額 × 年1.1025%※（税抜 年1.05%）
委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.525%※ （税抜 年0.5%）	年0.525%※ （税抜 年0.5%）	年0.0525%※ （税抜 年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。
・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
・先物取引・オプション取引に要する費用
・有価証券の保管に要する費用

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率※で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率※となります。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率※による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率※で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率※で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成21年3月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	オーストラリア	8,353,705,376	21.33
特殊債券	オーストラリア	29,722,863,327	75.88
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	1,092,243,038	2.79
純資産総額		39,168,811,741	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成21年3月31日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率（%） 償還期限	投資比率
					単価（円）	金額（円）	（年/月/日）	(%)
オーストラリア	6.5 AUST GOVT 130515	国債証券	―	55,000,000.00	7,509.63 7,407.2988	4,130,301,668 4,074,014,341	6.500000 2013/05/15	10.40
オーストラリア	6 QUEENSLAND 130814	特殊債券	―	55,000,000.00	7,050.00 7,055.2885	3,877,500,815 3,880,408,714	6.000000 2013/08/14	9.91
オーストラリア	7.5 WEST AUST TRE 091015	特殊債券	―	40,000,000.00	6,873.55 6,859.5456	2,749,420,300 2,743,818,264	7.500000 2009/10/15	7.01
オーストラリア	5.75 AUST GOVT 110615	国債証券	―	35,000,000.00	7,133.06 7,068.5431	2,496,571,131 2,473,990,102	5.750000 2011/06/15	6.32
オーストラリア	7 EUROPEAN INVEST 120124	特殊債券	―	32,000,000.00	7,238.75 7,158.3432	2,316,401,680 2,290,669,840	7.000000 2012/01/24	5.85
オーストラリア	7.5 KFW 110826	特殊債券	―	30,000,000.00	7,257.18 7,170.0700	2,177,154,900 2,151,021,000	7.500000 2011/08/26	5.49
オーストラリア	6.25 VICTORIA 121015	特殊債券	―	30,000,000.00	7,107.81 7,108.1192	2,132,345,313 2,132,435,776	6.250000 2012/10/15	5.44
オーストラリア	6.25 CAISSE AMORT 110728	特殊債券	―	30,000,000.00	7,064.52 6,992.4935	2,119,358,775 2,097,748,050	6.250000 2011/07/28	5.36
オーストラリア	5.75 RENTENBANK 110615	特殊債券	―	30,000,000.00	6,955.63 6,955.3029	2,086,691,400 2,086,590,885	5.750000 2011/06/15	5.33
オーストラリア	6.5 EUROFIMA 110822	特殊債券	―	25,000,000.00	7,116.12 7,044.4262	1,779,031,737 1,761,106,562	6.500000 2011/08/22	4.50
オーストラリア	6 NEWSWALES 120501	特殊債券	―	24,000,000.00	7,033.39 7,036.7536	1,688,015,136 1,688,820,865	6.000000 2012/05/01	4.31
オーストラリア	7.125 ASIAN DEVBK 130319	特殊債券	―	20,000,000.00	7,373.26 7,267.3752	1,474,652,884 1,453,475,044	7.125000 2013/03/19	3.71
オーストラリア	6.25 KFW 120130	特殊債券	―	20,000,000.00	7,098.70 7,017.9573	1,419,740,870 1,403,591,460	6.250000 2012/01/30	3.58
オーストラリア	7.5 INTL FINANCE 130228	特殊債券	―	15,000,000.00	7,485.32 7,384.3277	1,122,798,786 1,107,649,166	7.500000 2013/02/28	2.83
オーストラリア	7 WEST AUST TREAS 110415	特殊債券	―	15,000,000.00	7,136.56 7,126.0712	1,070,484,750 1,068,910,685	7.000000 2011/04/15	2.73
オーストラリア	6.375 KOMMUNALBAN 120330	特殊債券	―	15,000,000.00	7,091.34 6,990.1414	1,063,701,997 1,048,521,217	6.375000 2012/03/30	2.68
オーストラリア	8 WEST AUST TREAS 130615	特殊債券	―	11,000,000.00	7,552.69 7,548.9244	830,795,943 830,381,688	8.000000 2013/06/15	2.12
オーストラリア	6.25 AUST GOVT 140615	国債証券	―	10,000,000.00	7,539.89 7,405.1008	753,989,819 740,510,087	6.250000 2014/06/15	1.89
オーストラリア	7.5 CAISSE D'AMORT130228	特殊債券	―	10,000,000.00	7,441.42 7,331.6981	744,142,029 733,169,812	7.500000 2013/02/28	1.87
オーストラリア	6 QUEENSLAND 110614	特殊債券	―	10,000,000.00	7,014.94 7,009.6078	701,494,855 700,960,785	6.000000 2011/06/14	1.79
オーストラリア	AUSTRALIA T-BILL 090612	国債証券	―	9,000,000.00	6,661.57 6,661.5780	599,542,025 599,542,024	― 2009/06/12	1.53
オーストラリア	5.5 NEWSWALES 170301	特殊債券	―	8,000,000.00	6,753.10 6,794.7938	540,248,022 543,583,511	5.500000 2017/03/01	1.39
オーストラリア	AUSTRALIA T-BILL 090619	国債証券	―	6,000,000.00	6,658.30 6,658.3083	399,498,503 399,498,502	― 2009/06/19	1.02
オーストラリア	AUSTRALIA T-BILL 090911	国債証券	―	1,000,000.00	6,615.03 6,615.0317	66,150,317 66,150,317	― 2009/09/11	0.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成21年3月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	21.33
特殊債券	75.88
合 計	97.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成21年3月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額（１万口当たりの純資産価額）
第1計算期間末日（平成15年 5月 8日）	3,902,984,315 （分配付） 3,878,282,740 （分配落）	10,586（分配付） 10,519（分配落）
第2計算期間末日（平成15年 6月 9日）	5,044,926,818 （分配付） 5,024,126,792 （分配落）	11,157（分配付） 11,111（分配落）
第3計算期間末日（平成15年 7月 8日）	5,916,115,066 （分配付） 5,893,112,671 （分配落）	11,317（分配付） 11,273（分配落）
第4計算期間末日（平成15年 8月 8日）	6,962,909,541 （分配付） 6,934,162,334 （分配落）	10,900（分配付） 10,855（分配落）
第5計算期間末日（平成15年 9月 8日）	7,742,946,393 （分配付） 7,712,219,497 （分配落）	10,584（分配付） 10,542（分配落）
第6計算期間末日（平成15年10月 8日）	8,568,385,075 （分配付） 8,532,628,815 （分配落）	10,544（分配付） 10,500（分配落）
第7計算期間末日（平成15年11月10日）	10,554,140,679 （分配付） 10,504,852,324 （分配落）	10,707（分配付） 10,657（分配落）
第8計算期間末日（平成15年12月 8日）	12,887,923,012 （分配付） 12,838,228,418 （分配落）	10,892（分配付） 10,850（分配落）
第9計算期間末日（平成16年 1月 8日）	15,663,279,170 （分配付） 15,596,137,843 （分配落）	11,198（分配付） 11,150（分配落）
第10計算期間末日（平成16年 2月 9日）	17,163,458,779 （分配付） 17,086,962,814 （分配落）	11,219（分配付） 11,169（分配落）
第11計算期間末日（平成16年 3月 8日）	17,651,863,990 （分配付） 17,582,416,054 （分配落）	11,692（分配付） 11,646（分配落）
第12計算期間末日（平成16年 4月 8日）	18,482,314,128 （分配付） 18,404,341,886 （分配落）	11,141（分配付） 11,094（分配落）
第13計算期間末日（平成16年 5月10日）	19,758,511,227 （分配付） 19,672,643,399 （分配落）	10,815（分配付） 10,768（分配落）
第14計算期間末日（平成16年 6月 8日）	21,853,569,751 （分配付） 21,767,016,722 （分配落）	10,604（分配付） 10,562（分配落）
第15計算期間末日（平成16年 7月 8日）	24,610,707,133 （分配付） 24,510,373,497 （分配落）	10,793（分配付） 10,749（分配落）
第16計算期間末日（平成16年 8月 9日）	26,094,977,098 （分配付） 25,982,089,794 （分配落）	10,864（分配付） 10,817（分配落）
第17計算期間末日（平成16年 9月 8日）	26,389,902,887 （分配付） 26,283,685,640 （分配落）	10,435（分配付） 10,393（分配落）
第18計算期間末日（平成16年10月 8日）	29,277,396,899 （分配付） 29,154,169,812 （分配落）	11,167（分配付） 11,120（分配落）
第19計算期間末日（平成16年11月 8日）	29,205,672,941 （分配付） 29,079,723,374 （分配落）	11,130（分配付） 11,082（分配落）
第20計算期間末日（平成16年12月 8日）	28,185,517,982 （分配付） 28,070,799,021 （分配落）	11,056（分配付） 11,011（分配落）

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 （１万口当たりの純資産価額）
第21計算期間末日 （平成17年 1月11日）	28,064,199,514 （分配付） 27,933,124,256 （分配落）	10,919（分配付） 10,868（分配落）
第22計算期間末日 （平成17年 2月 8日）	29,007,743,672 （分配付） 28,892,188,670 （分配落）	11,045（分配付） 11,001（分配落）
第23計算期間末日 （平成17年 3月 8日）	28,900,587,810 （分配付） 28,778,915,576 （分配落）	11,401（分配付） 11,353（分配落）
第24計算期間末日 （平成17年 4月 8日）	29,189,033,468 （分配付） 29,058,219,327 （分配落）	11,380（分配付） 11,329（分配落）
第25計算期間末日 （平成17年 5月 9日）	29,379,345,172 （分配付） 29,250,900,197 （分配落）	11,208（分配付） 11,159（分配落）
第26計算期間末日 （平成17年 6月 8日）	30,954,114,294 （分配付） 30,817,261,488 （分配落）	11,309（分配付） 11,259（分配落）
第27計算期間末日 （平成17年 7月 8日）	31,455,217,964 （分配付） 31,320,202,057 （分配落）	11,416（分配付） 11,367（分配落）
第28計算期間末日 （平成17年 8月 8日）	33,880,889,958 （分配付） 33,726,236,831 （分配落）	11,830（分配付） 11,776（分配落）
第29計算期間末日 （平成17年 9月 8日）	34,573,923,713 （分配付） 34,419,299,275 （分配落）	11,627（分配付） 11,575（分配落）
第30計算期間末日 （平成17年10月11日）	36,539,395,200 （分配付） 36,369,425,658 （分配落）	11,824（分配付） 11,769（分配落）
第31計算期間末日 （平成17年11月 8日）	37,739,497,366 （分配付） 37,591,472,995 （分配落）	11,728（分配付） 11,682（分配落）
第32計算期間末日 （平成17年12月 8日）	41,168,150,671 （分配付） 40,994,738,777 （分配落）	12,345（分配付） 12,293（分配落）
第33計算期間末日 （平成18年 1月10日）	41,503,543,609 （分配付） 41,317,265,892 （分配落）	11,809（分配付） 11,756（分配落）
第34計算期間末日 （平成18年 2月 8日）	43,926,354,494 （分配付） 43,734,665,084 （分配落）	11,916（分配付） 11,864（分配落）
第35計算期間末日 （平成18年 3月 8日）	44,961,570,674 （分配付） 44,781,828,058 （分配落）	11,757（分配付） 11,710（分配落）
第36計算期間末日 （平成18年 4月10日）	46,129,067,623 （分配付） 45,911,565,371 （分配落）	11,665（分配付） 11,610（分配落）
第37計算期間末日 （平成18年 5月 8日）	46,640,992,068 （分配付） 46,456,259,599 （分配落）	11,614（分配付） 11,568（分配落）
第38計算期間末日 （平成18年 6月 8日）	46,408,044,290 （分配付） 46,191,899,856 （分配落）	11,380（分配付） 11,327（分配落）
第39計算期間末日 （平成18年 7月10日）	47,868,841,552 （分配付） 47,660,336,613 （分配落）	11,479（分配付） 11,429（分配落）
第40計算期間末日 （平成18年 8月 8日）	49,758,012,454 （分配付） 49,538,402,967 （分配落）	11,782（分配付） 11,730（分配落）
第41計算期間末日 （平成18年 9月 8日）	50,529,271,209 （分配付） 50,311,845,608 （分配落）	11,852（分配付） 11,801（分配落）
第42計算期間末日 （平成18年10月10日）	51,661,755,144 （分配付） 51,418,568,825 （分配落）	11,896（分配付） 11,840（分配落）
第43計算期間末日 （平成18年11月 8日）	53,073,001,511 （分配付） 52,850,073,749 （分配落）	12,142（分配付） 12,091（分配落）
第44計算期間末日 （平成18年12月 8日）	53,654,932,798 （分配付） 53,408,018,406 （分配落）	12,169（分配付） 12,113（分配落）
第45計算期間末日 （平成19年 1月 9日）	54,847,973,509 （分配付） 54,577,298,481 （分配落）	12,361（分配付） 12,300（分配落）
第46計算期間末日 （平成19年 2月 8日）	55,897,311,961 （分配付） 55,639,081,820 （分配落）	12,555（分配付） 12,497（分配落）
第47計算期間末日 （平成19年 3月 8日）	53,291,492,324 （分配付） 53,020,676,390 （分配落）	12,004（分配付） 11,943（分配落）
第48計算期間末日 （平成19年 4月 9日）	57,590,315,822 （分配付） 57,304,946,324 （分配落）	12,916（分配付） 12,852（分配落）
第49計算期間末日 （平成19年 5月 8日）	58,082,381,822 （分配付） 57,817,589,099 （分配落）	13,161（分配付） 13,101（分配落）

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 （１万口当たりの純資産価額）
第50計算期間末日 （平成19年 6月 8日）	58,934,568,930 （分配付） 58,645,420,257 （分配落）	13,452（分配付） 13,386（分配落）
第51計算期間末日 （平成19年 7月 9日）	60,616,352,145 （分配付） 60,328,862,167 （分配落）	13,916（分配付） 13,850（分配落）
第52計算期間末日 （平成19年 8月 8日）	58,080,011,575 （分配付） 57,798,241,638 （分配落）	13,398（分配付） 13,333（分配落）
第53計算期間末日 （平成19年 9月10日）	53,012,829,687 （分配付） 52,724,590,537 （分配落）	12,139（分配付） 12,073（分配落）
第54計算期間末日 （平成19年10月 9日）	60,050,313,263 （分配付） 59,787,237,024 （分配落）	13,696（分配付） 13,636（分配落）
第55計算期間末日 （平成19年11月 8日）	59,268,075,055 （分配付） 58,988,685,998 （分配落）	13,577（分配付） 13,513（分配落）
第56計算期間末日 （平成19年12月10日）	55,688,863,647 （分配付） 55,404,337,372 （分配落）	12,722（分配付） 12,657（分配落）
第57計算期間末日 （平成20年 1月 8日）	54,609,725,656 （分配付） 54,358,576,475 （分配落）	12,394（分配付） 12,337（分配落）
第58計算期間末日 （平成20年 2月 8日）	54,846,674,079 （分配付） 54,595,637,500 （分配落）	12,453（分配付） 12,396（分配落）
第59計算期間末日 （平成20年 3月10日）	54,539,497,222 （分配付） 54,279,072,349 （分配落）	12,356（分配付） 12,297（分配落）
第60計算期間末日 （平成20年 4月 8日）	54,650,519,786 （分配付） 54,416,201,754 （分配落）	12,361（分配付） 12,308（分配落）
第61計算期間末日 （平成20年 5月 8日）	56,471,623,991 （分配付） 56,197,208,397 （分配落）	12,759（分配付） 12,697（分配落）
第62計算期間末日 （平成20年 6月 9日）	57,544,772,700 （分配付） 57,270,059,984 （分配落）	12,987（分配付） 12,925（分配落）
第63計算期間末日 （平成20年 7月 8日）	58,199,117,618 （分配付） 57,947,759,351 （分配落）	13,198（分配付） 13,141（分配落）
第64計算期間末日 （平成20年 8月 8日）	56,822,318,361 （分配付） 56,546,931,377 （分配落）	12,999（分配付） 12,936（分配落）
第65計算期間末日 （平成20年 9月 8日）	51,585,713,609 （分配付） 51,334,204,708 （分配落）	11,896（分配付） 11,838（分配落）
第66計算期間末日 （平成20年10月 8日）	41,810,984,350 （分配付） 41,532,548,434 （分配落）	9,761（分配付） 9,696（分配落）
第67計算期間末日 （平成20年11月10日）	39,659,595,256 （分配付） 39,383,957,762 （分配落）	9,352（分配付） 9,287（分配落）
第68計算期間末日 （平成20年12月 8日）	35,285,011,829 （分配付） 35,008,780,781 （分配落）	8,303（分配付） 8,238（分配落）
第69計算期間末日 （平成21年 1月 8日）	38,209,865,720 （分配付） 37,933,386,615 （分配落）	8,983（分配付） 8,918（分配落）
第70計算期間末日 （平成21年 2月 9日）	36,151,646,917 （分配付） 35,874,593,328 （分配落）	8,482（分配付） 8,417（分配落）
第71計算期間末日 （平成21年 3月 9日）	37,034,619,171 （分配付） 36,756,475,009 （分配落）	8,655（分配付） 8,590（分配落）
平成20年 3月末日	52,730,315,682	11,922
4月末日	55,479,115,357	12,548
5月末日	57,479,321,338	12,977
6月末日	58,076,085,252	13,153
7月末日	58,087,041,966	13,270
8月末日	54,046,475,092	12,439
9月末日	47,112,074,921	10,975
10月末日	37,505,135,867	8,852
11月末日	36,596,424,968	8,612
12月末日	36,505,988,966	8,581
平成21年 1月末日	34,103,792,830	8,009
2月末日	36,844,298,962	8,629
3月末日	39,168,811,741	9,075

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金
第1計算期間	67円
第2計算期間	46円
第3計算期間	44円
第4計算期間	45円
第5計算期間	42円
第6計算期間	44円
第7計算期間	50円
第8計算期間	42円
第9計算期間	48円
第10計算期間	50円
第11計算期間	46円
第12計算期間	47円
第13計算期間	47円
第14計算期間	42円
第15計算期間	44円
第16計算期間	47円
第17計算期間	42円
第18計算期間	47円
第19計算期間	48円
第20計算期間	45円
第21計算期間	51円
第22計算期間	44円
第23計算期間	48円
第24計算期間	51円
第25計算期間	49円
第26計算期間	50円
第27計算期間	49円
第28計算期間	54円
第29計算期間	52円
第30計算期間	55円
第31計算期間	46円
第32計算期間	52円
第33計算期間	53円
第34計算期間	52円
第35計算期間	47円
第36計算期間	55円
第37計算期間	46円
第38計算期間	53円
第39計算期間	50円
第40計算期間	52円
第41計算期間	51円
第42計算期間	56円
第43計算期間	51円
第44計算期間	56円
第45計算期間	61円
第46計算期間	58円
第47計算期間	61円
第48計算期間	64円
第49計算期間	60円
第50計算期間	66円
第51計算期間	66円
第52計算期間	65円
第53計算期間	66円
第54計算期間	60円
第55計算期間	64円
第56計算期間	65円
第57計算期間	57円

	１万口当たりの分配金
第58計算期間	57円
第59計算期間	59円
第60計算期間	53円
第61計算期間	62円
第62計算期間	62円
第63計算期間	57円
第64計算期間	63円
第65計算期間	58円
第66計算期間	65円
第67計算期間	65円
第68計算期間	65円
第69計算期間	65円
第70計算期間	65円
第71計算期間	65円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	5.86
第2計算期間	6.06
第3計算期間	1.85
第4計算期間	△3.30
第5計算期間	△2.49
第6計算期間	0.01
第7計算期間	1.97
第8計算期間	2.20
第9計算期間	3.20
第10計算期間	0.61
第11計算期間	4.68
第12計算期間	△4.33
第13計算期間	△2.51
第14計算期間	△1.52
第15計算期間	2.18
第16計算期間	1.06
第17計算期間	△3.53
第18計算期間	7.44
第19計算期間	0.08
第20計算期間	△0.23
第21計算期間	△0.83
第22計算期間	1.62
第23計算期間	3.63
第24計算期間	0.23
第25計算期間	△1.06
第26計算期間	1.34
第27計算期間	1.39
第28計算期間	4.07
第29計算期間	△1.26
第30計算期間	2.15
第31計算期間	△0.34
第32計算期間	5.67
第33計算期間	△3.93
第34計算期間	1.36
第35計算期間	△0.90
第36計算期間	△0.38
第37計算期間	0.03
第38計算期間	△1.62
第39計算期間	1.34
第40計算期間	3.08
第41計算期間	1.04

	収益率（%）
第42計算期間	0.80
第43計算期間	2.55
第44計算期間	0.64
第45計算期間	2.04
第46計算期間	2.07
第47計算期間	△3.94
第48計算期間	8.14
第49計算期間	2.40
第50計算期間	2.67
第51計算期間	3.95
第52計算期間	△3.26
第53計算期間	△8.95
第54計算期間	13.44
第55計算期間	△0.43
第56計算期間	△5.85
第57計算期間	△2.07
第58計算期間	0.94
第59計算期間	△0.32
第60計算期間	0.52
第61計算期間	3.66
第62計算期間	2.28
第63計算期間	2.11
第64計算期間	△1.08
第65計算期間	△8.03
第66計算期間	△17.54
第67計算期間	△3.54
第68計算期間	△10.59
第69計算期間	9.04
第70計算期間	△4.88
第71計算期間	2.82

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

第二部【ファンドの詳細情報】

第１【ファンドの沿革】

平成15年3月14日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成17年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継 名称を「ＵＦＪパートナーズ豪ドル債券インカムオープン」から「三菱ＵＦＪ 豪ドル債券インカムオープン」に変更

第２【手続等】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 シドニー先物取引所の休業日 シドニーの銀行の休業日 その他シドニーにおける債券市場の取引停止日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額 × 2.1%※（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 シドニー先物取引所の休業日 シドニーの銀行の休業日 その他シドニーにおける債券市場の取引停止日
解約単位	1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.1%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

第３【管理及び運営】

１【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間	平成15年3月14日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間	原則として、毎月9日から翌月8日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎年3月および9月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「第２ 手続等　２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第４【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、前特定期間（平成20年3月11日から平成20年9月8日まで）および当特定期間（平成20年9月9日から平成21年3月9日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

三菱ＵＦＪ 豪ドル債券インカムオープン

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［平成20年9月8日現在］	当期 ［平成21年3月9日現在］
資産の部		
流動資産		
預金	99,453,670	113,752,594
コール・ローン	324,931,251	383,055,107
国債証券	10,433,290,365	7,788,335,615
特殊債券	39,979,161,669	28,280,190,383
派生商品評価勘定	669	－
未収入金	44,505,001	－
未収利息	637,341,028	344,886,236
前払費用	235,970,144	134,444,711
その他未収収益	12,037,060	22,817,904
流動資産合計	51,766,690,857	37,067,482,550
資産合計	51,766,690,857	37,067,482,550
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,915,200	－
未払収益分配金	251,508,901	278,144,162
未払解約金	128,334,878	2,429,518
未払受託者報酬	2,409,080	1,442,732
未払委託者報酬	48,181,590	28,854,629
その他未払費用	136,500	136,500
流動負債合計	432,486,149	311,007,541
負債合計	432,486,149	311,007,541
純資産の部		
元本等		
元本	※1 43,363,603,623	※1 42,791,409,552
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 7,970,601,085	※2 △6,034,934,543
（分配準備積立金）	9,157,418,251	7,976,054,398
元本等合計	51,334,204,708	36,756,475,009
純資産合計	51,334,204,708	36,756,475,009
負債純資産合計	51,766,690,857	37,067,482,550

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成20年 3月11日 至 平成20年 9月 8日	当期 自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 9日
営業収益		
受取利息	1,720,848,862	1,148,223,172
有価証券売買等損益	1,183,787,740	1,967,534,593
為替差損益	△2,988,273,272	△15,160,315,666
その他収益	14,418,680	10,780,844
営業収益合計	△69,217,990	△12,033,777,057
営業費用		
受託者報酬	14,641,429	10,019,930
委託者報酬	292,828,555	200,398,620
その他費用	4,245,696	2,878,479
営業費用合計	311,715,680	213,297,029
営業利益	△380,933,670	△12,247,074,086
経常利益	△380,933,670	△12,247,074,086
当期純利益	△380,933,670	△12,247,074,086
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△26,592,791	△113,572,708
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,139,263,207	7,970,601,085
剰余金増加額又は欠損金減少額	428,766,478	189,576,325
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	154,213,773
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	428,766,478	35,362,552
剰余金減少額又は欠損金増加額	681,387,227	399,629,261
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	681,387,227	143,073,275
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	256,555,986
分配金	※1 1,561,700,494	※1 1,661,981,314
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,970,601,085	△6,034,934,543

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	前期 （ 自 平成20年 3月11日 至 平成20年 9月 8日 ）	当期 （ 自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 9日 ）
１ 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	同 左 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同 左
２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同 左
３ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 (2) ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月8日および9月8日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成20年3月11日から平成20年9月8日までとなっております。	(1) 外貨建資産等の会計処理 同 左 (2) ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月8日および9月8日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成20年9月9日から平成21年3月9日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［ 平成20年9月8日現在 ］	当期 ［ 平成21年3月9日現在 ］
※１ 期首元本額	44,139,809,142円	43,363,603,623円
期中追加設定元本額	1,682,774,215円	1,983,892,169円
期中一部解約元本額	2,458,979,734円	2,556,086,240円
※２ 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	―	6,034,934,543円
３ 特定期間末日における受益権の総数	43,363,603,623口	42,791,409,552口
４ １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.1838円 (11,838円)	0.8590円 (8,590円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）
前期（自 平成20年3月11日 至 平成20年9月8日）
※１ 分配金の計算過程

		（ 自 平成20年3月11日 至 平成20年4月8日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	230,875,757円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	10,269,005,196円
分配準備積立金額	D	9,616,591,075円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,116,472,028円
当ファンドの期末残存口数	F	44,210,949,515口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,550円
１万口当たり分配金額	H	53円

収益分配金金額	**I=F*H/10,000**	**234,318,032円**

		（ 自 平成20年4月9日 至 平成20年5月8日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	292,827,546円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,362,622,095円
分配準備積立金額	D	9,543,176,000円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,198,625,641円
当ファンドの期末残存口数	F	44,260,579,685口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,563円
１万口当たり分配金額	H	62円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	274,415,594円

		（ 自 平成20年5月9日 至 平成20年6月9日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	295,895,132円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,440,865,254円
分配準備積立金額	D	9,506,145,069円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,242,905,455円
当ファンドの期末残存口数	F	44,308,502,633口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,568円
１万口当たり分配金額	H	62円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	274,712,716円

		（ 自 平成20年6月10日 至 平成20年7月8日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	271,765,028円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,430,121,949円
分配準備積立金額	D	9,444,130,459円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,146,017,436円
当ファンドの期末残存口数	F	44,097,941,627口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,568円
１万口当たり分配金額	H	57円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	251,358,267円

		（ 自 平成20年7月9日 至 平成20年8月8日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	246,041,905円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,375,591,077円
分配準備積立金額	D	9,346,223,123円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,967,856,105円
当ファンドの期末残存口数	F	43,712,219,781口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,568円
１万口当たり分配金額	H	63円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	275,386,984円

		（ 自 平成20年8月9日 至 平成20年9月8日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	215,706,324円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,343,538,678円
分配準備積立金額	D	9,193,220,828円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,752,465,830円
当ファンドの期末残存口数	F	43,363,603,623口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,555円
１万口当たり分配金額	H	58円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	251,508,901円

当期（自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日）

※１　分配金の計算過程

		（ 自 平成20年9月9日 至 平成20年10月8日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	173,227,992円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,271,733,769円
分配準備積立金額	D	8,993,350,836円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,438,312,597円
当ファンドの期末残存口数	F	42,836,294,871口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,537円
１万口当たり分配金額	H	65円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	278,435,916円

		（ 自 平成20年10月9日 至 平成20年11月10日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	181,717,513円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,249,156,812円
分配準備積立金額	D	8,719,573,837円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,150,448,162円
当ファンドの期末残存口数	F	42,405,768,426口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,516円
１万口当たり分配金額	H	65円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	275,637,494円

		（ 自 平成20年11月11日 至 平成20年12月8日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	139,640,896円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,315,396,863円
分配準備積立金額	D	8,600,470,611円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,055,508,370円
当ファンドの期末残存口数	F	42,497,084,355口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,483円
１万口当たり分配金額	H	65円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	276,231,048円

		（ 自 平成20年12月9日 至 平成21年1月8日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	188,096,437円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,387,767,517円
分配準備積立金額	D	8,409,066,910円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,984,930,864円
当ファンドの期末残存口数	F	42,535,247,054口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,463円
１万口当たり分配金額	H	65円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	276,479,105円

		（ 自 平成21年1月9日 至 平成21年2月9日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	149,429,698円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,495,828,861円
分配準備積立金額	D	8,252,458,438円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,897,716,997円
当ファンドの期末残存口数	F	42,623,629,160口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,433円
１万口当たり分配金額	H	65円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	277,053,589円

		（ 自 平成21年2月10日 至 平成21年3月9日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	167,573,723円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	10,608,132,057円
分配準備積立金額	D	8,086,624,837円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,862,330,617円
当ファンドの期末残存口数	F	42,791,409,552口

１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,407円
１万口当たり分配金額	H	65円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	278,144,162円

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種 類	前期 ［ 平成20年9月8日現在 ］		当期 ［ 平成21年3月9日現在 ］	
	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	10,433,290,365	101,340,258	7,788,335,615	44,600,041
特殊債券	39,979,161,669	250,048,296	28,280,190,383	39,520,352
合計	50,412,452,034	351,388,554	36,068,525,998	84,120,393

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
1 取引の状況に関する事項

区 分	前期 （ 自 平成20年 3月11日 至 平成20年 9月 8日 ）	当期 （ 自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 9日 ）
1 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針	当ファンドは、外貨の決済のために、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引を利用しております。	同 左
2 取引に係るリスクの内容	外貨の決済のために行う為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
3 取引に係るリスクの管理体制	運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他ファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。 また、運用部門から独立した管理部門によってリスク運営状況等をモニタリングする体制をとっており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左
4 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左

2 取引の時価等に関する事項
通貨関連

区 分	種 類	前期［ 平成20年9月8日現在 ］			
		契 約 額 等（円）	うち1年超	時 価（円）	評 価 損 益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	121,144,879	―	123,059,410	△1,914,531
合 計		121,144,879	―	123,059,410	△1,914,531

当期［ 平成21年3月9日現在 ］
該当事項はありません。

（注）時価の算定方法
1 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
②特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式
該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

通 貨 種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
オーストラリアドル				

（単位：円）

通貨 種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	5.75 AUST GOVT 110615	35,000,000.00	37,256,695.00	
	5.75 AUST GOVT 120415	32,000,000.00	34,489,504.00	
	6.5 AUST GOVT 130515	46,000,000.00	51,545,484.00	
	国債証券 小計	113,000,000.00	123,291,683.00 (7,788,335,615)	
特殊債券	5.5 NEWSWALES 170301	8,000,000.00	8,062,200.00	
	5.75 RENTENBANK 110615	30,000,000.00	31,140,000.00	
	6 NEWSWALES 120501	24,000,000.00	25,190,496.00	
	6 QUEENSLAND 110614	10,000,000.00	10,468,510.00	
	6 QUEENSLAND 130814	55,000,000.00	57,864,510.00	
	6.25 CAISSE AMORT 110728	30,000,000.00	31,627,500.00	
	6.25 KFW 120130	20,000,000.00	21,187,000.00	
	6.25 VICTORIA 121015	30,000,000.00	31,821,300.00	
	6.375 KOMMUNALBAN 120330	15,000,000.00	15,873,780.00	
	6.5 EUROFIMA 110822	25,000,000.00	26,548,750.00	
	7 EUROPEAN INVEST 120124	32,000,000.00	34,568,000.00	
	7 WESTERN AUST TR 110415	55,000,000.00	58,576,650.00	
	7.125 ASIAN DEVBK 130319	20,000,000.00	22,006,460.00	
	7.5 CAISSE D'AMORT130228	10,000,000.00	11,104,940.00	
	7.5 INTL FINANCE 130228	15,000,000.00	16,755,690.00	
	7.5 KFW 110826	30,000,000.00	32,490,000.00	
	8 WEST AUST TREAS 130615	11,000,000.00	12,398,089.00	
	特殊債券 小計	420,000,000.00	447,683,875.00 (28,280,190,383)	
オーストラリアドル 小計		533,000,000.00	570,975,558.00 (36,068,525,998)	
合計		—	36,068,525,998 (36,068,525,998)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
（注２）合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	21.59%	21.59%
	特殊債券	17銘柄	78.41%	78.41%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成21年3月31日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	39,201,369,219
Ⅱ 負 債 総 額	32,557,478
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	39,168,811,741
Ⅳ 発 行 済 口 数	43,162,442,245 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9075 （ １万口当たり 9,075 ）

第５【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,918,072,579	231,270,224	3,686,802,355
第2計算期間	1,601,642,413	766,699,957	4,521,744,811
第3計算期間	1,227,057,365	520,985,126	5,227,817,050
第4計算期間	1,453,983,433	293,532,144	6,388,268,339
第5計算期間	999,366,562	71,707,065	7,315,927,836
第6計算期間	921,170,289	110,675,222	8,126,422,903
第7計算期間	1,821,993,613	90,745,446	9,857,671,070
第8計算期間	2,098,245,426	123,870,267	11,832,046,229
第9計算期間	2,509,641,025	353,910,637	13,987,776,617
第10計算期間	2,198,999,162	887,582,744	15,299,193,035
第11計算期間	1,193,667,480	1,395,483,025	15,097,377,490
第12計算期間	1,865,488,409	373,027,154	16,589,838,745
第13計算期間	1,810,114,384	130,202,411	18,269,750,718
第14計算期間	2,417,978,386	79,865,013	20,607,864,091
第15計算期間	2,283,416,601	88,181,601	22,803,099,091
第16計算期間	1,348,614,148	133,137,887	24,018,575,352
第17計算期間	1,545,647,736	274,402,151	25,289,820,937
第18計算期間	1,678,067,154	749,358,860	26,218,529,231
第19計算期間	910,246,848	889,282,935	26,239,493,144
第20計算期間	800,863,133	1,547,253,729	25,493,102,548
第21計算期間	772,851,421	564,922,832	25,701,031,137
第22計算期間	786,107,763	224,638,394	26,262,500,506
第23計算期間	434,721,311	1,348,839,607	25,348,382,210
第24計算期間	934,246,844	632,797,460	25,649,831,594
第25計算期間	1,071,469,676	508,040,920	26,213,260,350
第26計算期間	1,400,242,747	242,941,884	27,370,561,213
第27計算期間	1,528,013,652	1,344,307,947	27,554,266,918
第28計算期間	1,736,657,692	651,456,572	28,639,468,038
第29計算期間	1,498,893,097	402,892,103	29,735,469,032
第30計算期間	1,511,641,439	343,557,293	30,903,553,178
第31計算期間	1,561,857,646	286,199,588	32,179,211,236
第32計算期間	1,695,290,828	526,060,777	33,348,441,287
第33計算期間	2,301,975,291	503,677,354	35,146,739,224
第34計算期間	2,173,533,988	456,924,970	36,863,348,242
第35計算期間	1,622,516,188	242,754,448	38,243,109,982
第36計算期間	1,605,838,009	303,083,927	39,545,864,064
第37計算期間	999,478,610	386,110,275	40,159,232,399
第38計算期間	942,687,766	319,951,330	40,781,968,835
第39計算期間	1,188,588,521	269,569,510	41,700,987,846
第40計算期間	986,650,332	455,044,336	42,232,593,842
第41計算期間	972,842,034	572,964,928	42,632,470,948
第42計算期間	1,172,156,243	378,498,676	43,426,128,515
第43計算期間	886,207,939	601,010,510	43,711,325,944
第44計算期間	788,407,444	407,877,566	44,091,855,822
第45計算期間	969,558,400	688,458,664	44,372,955,558
第46計算期間	912,888,064	763,405,454	44,522,438,168
第47計算期間	546,673,617	673,056,965	44,396,054,820

	設定口数	解約口数	発行済口数
第48計算期間	670,518,454	477,589,123	44,588,984,151
第49計算期間	438,248,036	895,111,523	44,132,120,664
第50計算期間	453,060,151	774,775,694	43,810,405,121
第51計算期間	372,197,723	623,515,248	43,559,087,596
第52計算期間	367,662,907	577,529,359	43,349,221,144
第53計算期間	583,473,457	260,095,968	43,672,598,633
第54計算期間	449,890,069	276,448,868	43,846,039,834
第55計算期間	209,714,225	401,213,818	43,654,540,241
第56計算期間	465,138,802	346,405,866	43,773,273,177
第57計算期間	448,930,595	160,943,863	44,061,259,909
第58計算期間	481,775,786	501,530,554	44,041,505,141
第59計算期間	379,115,414	280,811,413	44,139,809,142
第60計算期間	416,924,407	345,784,034	44,210,949,515
第61計算期間	374,247,599	324,617,429	44,260,579,685
第62計算期間	306,770,515	258,847,567	44,308,502,633
第63計算期間	179,260,516	389,821,522	44,097,941,627
第64計算期間	169,598,226	555,320,072	43,712,219,781
第65計算期間	235,972,952	584,589,110	43,363,603,623
第66計算期間	255,960,608	783,269,360	42,836,294,871
第67計算期間	386,620,278	817,146,723	42,405,768,426
第68計算期間	215,950,367	124,634,438	42,497,084,355
第69計算期間	315,406,552	277,243,853	42,535,247,054
第70計算期間	440,288,082	351,905,976	42,623,629,160
第71計算期間	369,666,282	201,885,890	42,791,409,552

（注）第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成21年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年4月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成21年4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	329	5,034,634
追加型公社債投資信託	18	429,709
単位型株式投資信託	10	84,554
単位型公社債投資信託	6	72,988
合 計	363	5,621,885

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）」に基づき作成されており、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

なお、第22期事業年度の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しており、第23期事業年度以降の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表及び第24期事業年度に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる監査並びに中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区　分	注記番号	第22期（平成19年3月31日現在） 金　額　（千円）		構成比（%）	第23期（平成20年3月31日現在） 金　額　（千円）		構成比（%）
（資産の部）							
流動資産							
現金及び預金	※2	25,044,571			13,048,512		
有価証券	※2	－			7,000,000		
支払委託金							
収益分配金		17,420			－		
償還金		69			－		
前払費用		138,695			176,784		
未収入金		－			754,110		
未収委託者報酬		6,408,326			5,719,241		
未収収益	※2	14,223			9,851		
繰延税金資産		607,504			470,611		
金銭の信託	※2	1,000,000			1,000,000		
その他		3,914			2,358		
流動資産 計			33,234,722	66.7		28,181,470	58.4
固定資産							
有形固定資産							
建物	※1	414,150			378,922		
器具備品	※1	172,050			165,354		
土地		1,205,032			1,205,031		
		1,791,232		3.6	1,749,308		3.6
無形固定資産							
電話加入権		15,873			15,822		
ソフトウェア		485,390			833,346		
その他		19,575			200		
		520,838		1.0	849,369		1.8
投資その他の資産							
長期性預金	※2	3,000,000			－		
投資有価証券		10,112,298			15,643,182		
関係会社株式		321,212			481,812		
長期差入保証金	※2	796,527			844,628		
長期前払費用		61,765			44,419		
繰延税金資産		－			437,600		
その他		20,485			20,485		
		14,312,287		28.7	17,472,127		36.2
固定資産 計			16,624,357	33.3		20,070,805	41.6
資産合計			49,859,079	100.0		48,252,276	100.0

区　分	注記番号	第22期（平成19年3月31日現在） 金　額　（千円）		構成比（％）	第23期（平成20年3月31日現在） 金　額　（千円）		構成比（％）
（負債の部）							
流動負債							
預り金		237,974			123,164		
未払金							
未払収益分配金		111,886			259,035		
未払償還金		2,489,887			2,234,769		
未払手数料	※2	2,690,638			2,414,475		
その他未払金		338,996			122,624		
未払費用	※2	1,815,388			1,190,361		
未払消費税等		369,645			150,778		
未払法人税等		5,516,634			3,063,071		
仮受金		－			9		
賞与引当金		388,200			473,000		
流動負債 計			13,959,248	28.0		10,031,290	20.8
固定負債							
長期未払金		88,923			40,175		
退職給付引当金		16,227			13,752		
役員退職慰労引当金		92,309			80,428		
繰延税金負債		392,835			－		
固定負債 計			590,294	1.2		134,355	0.3
負債合計			14,549,542	29.2		10,165,645	21.1
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			2,000,132	4.0		2,000,131	4.1
資本剰余金							
資本準備金		222,096			222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.4		222,096	0.5
利益剰余金							
利益準備金		342,590			342,589		
その他利益剰余金							
別途積立金		6,998,000			6,998,000		
繰越利益剰余金		23,917,281			28,643,217		
利益剰余金合計			31,257,870	62.7		35,983,807	74.6
株主資本合計			33,480,098	67.1		38,206,035	79.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			1,829,439	3.7		△119,404	△0.2
純資産合計			35,309,537	70.8		38,086,630	78.9
負債純資産合計			49,859,079	100.0		48,252,276	100.0

(2)【損益計算書】

区　分	注記番号	第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） 金　額　（千円）		百分比（％）	第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 金　額　（千円）		百分比（％）
営業収益							
委託者報酬		52,045,703			53,528,583		
その他営業収益							
投資顧問料		19,999			17,390		
その他		18,783	52,084,485	100.0	9,522	53,555,496	100.0
営業費用							
支払手数料	※3	22,786,893			23,552,779		
広告宣伝費		995,900			1,256,792		
公告費		19,133			4,837		
受益証券発行費		59,791			―		
調査費							
調査費		565,864			708,443		
委託調査費		5,266,273			5,547,898		
事務委託費		202,957			248,027		
営業雑経費							
通信費		126,621			119,248		
印刷費		689,183			675,259		
協会費		34,260			43,595		
諸会費		10,781			6,863		
事務機器関連費		696,050	31,453,706	60.4	858,095	33,021,841	61.6
一般管理費							
給料							
役員報酬	※1	196,664			176,700		
給料・手当		2,707,050			3,069,369		
賞与引当金繰入		388,200			473,000		
福利厚生費		344,539			383,722		
交際費		20,835			20,733		
旅費交通費		109,055			130,178		
租税公課		127,679			129,920		
不動産賃借料		532,938			666,879		
退職給付費用		97,607			116,927		
役員退職慰労引当金繰入		14,822			17,691		
固定資産減価償却費		219,268			289,851		
諸経費		316,957	5,075,614	9.7	348,524	5,823,499	10.9
営業利益			15,555,165	29.9		14,710,155	27.5

区　分	注記番号	第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） 金　額（千円）		百分比（%）	第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 金　額（千円）		百分比（%）
営業外収益							
受取配当金		163,342			125,221		
有価証券利息	※3	—			44,838		
受取利息	※3	20,993			41,460		
有価証券償還益		48,977			—		
収益分配金等時効完成分		177,864			227,953		
その他		9,630	420,806	0.8	5,113	444,587	0.8
営業外費用							
収益分配金等時効完成分支払額		58,171			46,433		
事務過誤費		62,147			9,859		
その他		8,171	128,489	0.3	1,969	58,263	0.1
経常利益			15,847,482	30.4		15,096,480	28.2
特別利益							
投資有価証券売却益		14,549			1,279,301		
ゴルフ会員権売却益		7,062			—		
退職金制度移行終了益		225,525	247,136	0.5	—	1,279,301	2.4
特別損失							
投資有価証券売却損		2,089			429,258		
固定資産除却損	※2	24,698			2,713		
投資有価証券清算損		—			21,312		
移転関連費用		67,801			13,467		
造作変更費用		—	94,588	0.2	3,330	470,081	0.9
税引前当期純利益			16,000,030	30.7		15,905,700	29.7
法人税、住民税及び事業税		6,555,200			6,282,766		
法人税等調整額		40,849	6,596,049	12.6	181,272	6,464,038	12.1
当期純利益			9,403,981	18.1		9,441,661	17.6

(3)【株主資本等変動計算書】

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
前事業年度末残高	2,000,132	222,096	222,096	342,590	6,998,000	14,513,299	21,853,889	24,076,117	2,461,933	26,538,050
事業年度中の変動額										
剰余金の配当										
当期純利益						9,403,981	9,403,981	9,403,981		9,403,981
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									△ 632,495	△ 632,495
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	9,403,981	9,403,981	9,403,981	△ 632,495	8,771,487
当事業年度末残高	2,000,132	222,096	222,096	342,590	6,998,000	23,917,281	31,257,870	33,480,098	1,829,439	35,309,537

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
前事業年度末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,661	9,441,661	9,441,661		9,441,661
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,205,035	△ 119,404	38,085,630

重要な会計方針

項　目	第22期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同　左
2.固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物　38年であります。	同　左
	―	（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
（2）無形固定資産		同　左
自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
それ以外の無形固定資産	定額法を採用しております。	
3.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同　左

項　目	第22期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
4.引当金の計上基準 （1）貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当期においては、貸倒実績がないことにより、貸倒引当金の計上は行っておりません。	―
（2）賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同　左
（3）退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。 （追加情報） 当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成18年6月1日に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴う当事業年度の損益に与える影響額は225,525千円（特別利益）であります。	同　左 ―
（4）役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同　左
5. 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同　左

会計方針の変更

第22期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は35,309,537千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	―

表示方法の変更

第22期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

―	**（貸借対照表）** **前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金（当事業年度末7,000,000千円）は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日）及び「金融商品会計に関するＱ＆Ａ」（会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日）が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。**
（損益計算書） **前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「事務過誤費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。** **なお、前事業年度における「事務過誤費」の金額は、1,882千円であります。**	―

注記事項

（貸借対照表関係）

項　目	第22期 （平成19年3月31日現在）	第23期 （平成20年3月31日現在）
※ 1.有形固定資産の減価償却累計額	建物　37,247千円 器具備品　51,780千円	建物　78,764千円 器具備品　88,022千円
※ 2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金　21,883,195千円 未収収益　12,839千円 金銭の信託　1,000,000千円 長期性預金　3,000,000千円 長期差入保証金　789,319千円 未払手数料　1,702,005千円 未払費用　220,217千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金　9,365,450千円 有価証券　7,000,000千円 未収収益　5,253千円 金銭の信託　1,000,000千円 長期差入保証金　837,940千円 未払手数料　1,365,738千円 未払費用　259,919千円

（損益計算書関係）

項 目	第22期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
※ 1.役員報酬の限度額	取締役 年額 300,000千円以内 監査役 年額 40,000千円以内	－
※ 2.固定資産除却損の内訳	建物　4,563千円 器具備品　11,509千円 ソフトウェア　8,626千円	器具備品　2,713千円
※ 3.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料　15,770,594千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料　15,834,106千円 有価証券利息　32,637千円 受取利息　38,093千円

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1．前事業年度末及び当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式 124,098株

2．配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　4,715,724千円
② １株当たり配当額　38,000円
③ 基準日　平成19年3月31日
④ 効力発生日　平成19年6月29日

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　4,715,724千円
② １株当たり配当額　38,000円
③ 基準日　平成19年3月31日
④ 効力発生日　平成19年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　4,728,133千円

② 配当の原資　　利益剰余金
③ １株当たり配当額　　38,100円
④ 基準日　　平成20年3月31日
⑤ 効力発生日　　平成20年7月 1日

（有価証券関係）

第22期(平成19年3月31日現在)

１.その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	29,273	1,881,000	1,851,727
	債券	—	—	—
	その他	2,067,990	2,794,799	726,809
	小　計	2,097,263	4,675,799	2,578,536
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	4,774,995	4,733,222	△41,773
	小　計	4,774,995	4,733,222	△41,773
合　計		6,872,258	9,409,021	2,536,763

２.当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
1,820,917	14,549	2,089

３.時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	703,277 千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	321,212 千円

４.その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
投資信託	－	1,119,513	－	－
合　計	－	1,119,513	－	－

第23期(平成20年3月31日現在)

１.その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小　計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	10,833,157	10,193,313	△639,843
	小　計	10,833,157	10,193,313	△639,843
合　計		12,616,389	12,277,145	△339,243

２.当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
7,602,413	1,279,301	429,258

３.時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
ＭＭＦ	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

４.その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
投資信託	―	782,596	―	―
合　　計	―	782,596	―	―

（デリバティブ取引関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項　　（単位：千円）

	第22期 （平成19年3月31日現在）	第23期 （平成20年3月31日現在）
（1）退職給付債務	△ 947,118	△858,846
（2）年金資産	974,982	727,035
（3）未積立退職給付債務　(1)+(2)	27,864	△131,810
（4）未認識数理計算上の差異	17,262	162,154
（5）貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	45,125	30,344
（6）前払年金費用	61,352	44,096
（7）退職給付引当金 (5)-(6)	△16,227	△13,752

3.退職給付費用に関する事項　　（単位：千円）

	第22期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第23期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
（1）勤務費用	18,136	22,905
（2）利息費用	16,703	13,963
（3）期待運用収益	△15,044	△14,624
（4）数理計算上の差異の費用処理額	20,893	17,916
（5）退職給付費用	40,688	40,160
（6）確定拠出年金制度への移行に伴う損益	△225,525	―
（7）その他	56,919	76,767
（8）合計	△127,918	116,927

（注）銀行OBの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。
「（7）その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第22期 （平成19年3月31日現在）	第23期 （平成20年3月31日現在）
（1）割引率	1.5%	同 左
（2）期待運用収益率	1.5%	同 左
（3）退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
（4）数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。	同 左

（税効果会計関係）

１.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳　　（単位：千円）

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	722,140	700,082
有価証券評価損	281,113	252,334
ゴルフ会員権評価損	40,923	40,922
未払事業税	407,375	232,055
賞与引当金	157,959	192,463
役員退職慰労引当金	37,560	32,726
退職給付引当金	6,603	5,595
退職一時金未払	54,274	32,694
減価償却超過額	8,957	5,615
委託者報酬	68,152	89,452
その他有価証券評価差額金	―	138,038
その他	26,000	31,340
繰延税金資産 小計	1,811,056	1,753,321
評価性引当額	△696,607	△827,166
繰延税金資産 合計	1,114,449	926,154
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△874,816	―
前払年金費用	△24,964	△17,942
繰延税金負債合計	△899,780	△17,942
繰延税金資産（負債）の純額	△214,669	908,211

２.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同　左

（関連当事者との取引）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1.親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	直接30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,292,704千円	未払手数料	464,227千円
							事務所の賃借	事務所敷金 追加差入	382,964千円	長期差入保証金	789,319千円
							同上	事務所賃借料の支払	526,829千円	—	—
その他の関係会社	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973百万円	銀行業	直接15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,477,890千円	未払手数料	1,237,778千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	7,000,000千円	譲渡性預金	7,000,000千円
							同上	定期預金の預入	3,000,000千円	定期預金	3,000,000千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

2.兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	—	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,857,126千円	未払手数料	513,498千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1.親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	直接30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050千円	未払手数料	357,804千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826千円	長期差入保証金	833,144千円
							同上	事務所賃借料	643,380千円	―	―
							投資の助言	投資助言料	365,963千円	未払費用	198,106千円
その他の関係会社	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973百万円	銀行業	直接15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055千円	未払手数料	1,007,933千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000千円	有価証券	7,000,000千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637千円	未収利息	5,253千円
								株式の売却	1,296,000千円	―	―
								株式の売却	197,568千円	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	―	―	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534千円	未払手数料	643,244千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

（１株当たり情報）

項 目	第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	284,529円46銭	306,907円68銭
1株当たり当期純利益	75,778円67銭	76,082円29銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項 目	第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,403,981	9,441,661
普通株式に帰属しない金額 (千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,403,981	9,441,661
期中平均株式数（株)	124,098	124,098

次へ

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）		
区　分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		12,419,154		
有価証券		7,000,000		
前払金		1,204		
前払費用		168,278		
未収入金		37,320		
未収委託者報酬		5,326,902		
未収収益		9,096		
繰延税金資産		445,672		
金銭の信託		1,000,000		
その他		4,911		
流動資産 計			26,412,540	57.8
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	367,242		
器具備品	※1	157,065		
土地		1,205,031		
		1,729,339		3.8
無形固定資産				
電話加入権		15,822		
ソフトウェア		790,848		
その他		178		
		806,849		1.8
投資その他の資産				
長期性預金		1,000,000		
投資有価証券		13,868,086		
関係会社株式		481,812		
長期差入保証金		844,628		
長期前払費用		24,395		
繰延税金資産		476,578		
その他		20,485		
		16,715,986		36.6
固定資産 計			19,252,174	42.2
資産合計			45,664,714	100.0

区　分	注記番号	当中間会計期間末（平成20年9月30日現在） 金額(千円)		構成比(%)
（負債の部）				
流動負債				
預り金		147,659		
未払金				
未払収益分配金		256,063		
未払償還金		2,138,229		
未払手数料		2,244,639		
その他未払金		102,107		
未払費用		1,096,094		
未払消費税等	※2	134,849		
未払法人税等		2,740,931		
賞与引当金		472,800		
流動負債 計			9,333,375	20.4
固定負債				
退職給付引当金		15,194		
役員退職慰労引当金		61,097		
固定負債 計			76,291	0.2
負債合計			9,409,667	20.6
（純資産の部）				
株主資本				
資本金			2,000,131	4.4
資本剰余金				
資本準備金		222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5
利益剰余金				
利益準備金		342,589		
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		
繰越利益剰余金		27,067,047		
利益剰余金合計			34,407,637	75.3
株主資本合計			36,629,865	80.2
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			△374,817	△0.8
評価・換算差額等合計			△374,817	△0.8
純資産合計			36,255,047	79.4
負債純資産合計			45,664,714	100.0

(2)中間損益計算書

区　分	注記番号	当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日） 金 額（千円）		百分比（%）
営業収益				
委託者報酬		24,745,007		
その他営業収益				
投資顧問料		5,045		
その他		4,674	24,754,727	100.0
営業費用				
支払手数料		10,863,199		
広告宣伝費		529,331		
公告費		2,014		
調査費				
調査費		377,971		
委託調査費		2,612,896		
事務委託費		109,983		
営業雑経費				
通信費		55,041		
印刷費		328,320		
協会費		22,094		
諸会費		2,451		
事務機器関連費		413,134	15,316,439	61.9
一般管理費				
給料				
役員報酬		85,740		
給料・手当		1,356,719		
賞与引当金繰入		472,800		
福利厚生費		213,444		
交際費		11,572		
旅費交通費		61,453		
租税公課		67,179		
不動産賃借料		328,936		
退職給付費用		75,222		
役員退職慰労引当金繰入		9,760		
固定資産減価償却費	※1	165,749		
諸経費		165,824	3,014,402	12.2
営業利益			6,423,885	25.9

区　分	注記番号	当中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日） 金 額（千円）		百分比（%）
営業外収益				
受取配当金		185,609		
有価証券利息		27,379		
受取利息		10,774		
収益分配金等時効完成分		68,788		
その他		3,204	295,755	1.2
営業外費用				
収益分配金等時効完成分支払額		19,436		
投資有価証券償還損		7,001		
その他		1,675	28,113	0.1
経常利益			6,691,528	27.0
特別利益				
投資有価証券売却益			15,399	0.1
特別損失				
投資有価証券売却損		14,718		
投資有価証券評価損		766,565		
固定資産除却損		14		
過年度投資助言料		3,805	785,104	3.2
税引前中間純利益			5,921,822	23.9
法人税、住民税及び事業税		2,783,898		
法人税等調整額		△14,039	2,769,858	11.2
中間純利益			3,151,963	12.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
前期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,205,035	△ 119,404	38,086,630
当中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133		△ 4,728,133
中間純利益						3,151,963	3,151,963	3,151,963		3,151,963
株主資本以外の項目の当中間会計期間中の変動額（純額）									△ 255,412	△ 255,412
当中間会計期間中の変動額合計						△ 1,576,170	△ 1,576,170	△ 1,576,170	△ 255,412	△ 1,831,582
当中間会計期間末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,067,047	34,407,637	36,629,865	△ 374,817	36,255,047

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年9月30日）
1.資産の評価基準及び評価方法	(有価証券) 子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。時価のないものは移動平均法による原価法によっております。
2.固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。
(2)無形固定資産 自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
それ以外の無形固定資産	定額法を採用しております。
3.引当金の計上基準	
(1)賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(2)退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。
(3)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(消費税等の会計処理) 税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項　　目	当中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）
※1.有形固定資産の減価償却累計額	建物　97,340千円 器具備品　109,801千円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項　　目	当中間会計期間 （自　平成20年4月1日 至　平成20年9月30日）
※1.減価償却実施額	有形固定資産　40,692千円 無形固定資産　125,056千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1． 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2． 配当に関する事項

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　4,728,133千円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　38,100円
④ 基準日　平成20年3月31日
⑤ 効力発生日　平成20年7月 1日

（有価証券関係）
当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1.その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式等	－	－	－
債券	－	－	－
その他	11,143,217	10,497,066	△ 646,151
合計	11,143,217	10,497,066	△ 646,151

2.時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
ＭＭＦ	2,012,322千円
キャッシュファンド	1,007,421千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

（デリバティブ取引関係）
当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項　　目	当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
1株当たり純資産額	292,148 円52銭
1株当たり中間純利益金額	25,398 円99銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項　　目	当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
中間純利益　（千円）	3,151,963
普通株式に帰属しない金額　（千円）	－
普通株式に係る中間純利益　（千円）	3,151,963
期中平均株式数　（株）	124,098

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（平成20年9月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （平成20年9月末現在）	③事業の内容
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	銀行業務を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	50,002百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森銀行	15,221百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社岩手銀行	12,089百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社泉州銀行	44,575百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大分銀行	15,000百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎銀行	10,662百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,844百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,938百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成21年4月末現在）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）を所有しています。
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成21年２月23日	臨時報告書
平成20年12月５日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
平成20年11月25日	臨時報告書
平成20年10月７日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成２１年４月１５日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　荒川 進 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士　鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 豪ドル債券インカムオープンの平成２０年９月９日から平成２１年３月９日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 豪ドル債券インカムオープンの平成２１年３月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２０年６月３０日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第２３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２０年１２月２９日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第２４期事業年度の中間会計期間（平成２０年４月１日から平成２０年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２０年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２０年４月１日から平成２０年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

前へ

独立監査人の監査報告書

平成２０年１０月１５日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　荒川 進 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士　鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 豪ドル債券インカムオープンの平成２０年３月１１日から平成２０年９月８日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 豪ドル債券インカムオープンの平成２０年９月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成１９年6月２８日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの第２２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成１９年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。